答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し、令和4年3月28日付けの保護変更決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により行った保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性及び不 当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

この生活保護基準では、憲法 2 5 条が保障する健康で文化的な 人間らしい生活ができません。

また、初回より保護金額が4000円近く減らされ具体的な説明もなく、審査請求ができる説明も一切受けずに減らされ続けていて、このことに関しても気づかないことをいいことに保護費を減らし続ける意図があります。

また、被保護者の人権、モラルの軽視、法的軽視、職務軽視、職務怠慢です。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の 規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年	月	日	審議経過
令和5年	, •	1 月	諮問
令和5年	7 月	,	審議(第80回第1部会)
令和5年			審議(第81回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準 (昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)により測定した要保護者の需要を基とし、その うち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を 補う程度において行うものとするとされている。

保護基準においては、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに、それぞれ扶助額を算出するための基準が定められている。

(2) 法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通

知しなければならないとしている。

- (3) 保護基準によれば、東京都の冬季加算地区区分はVI区に当たり(別表第1・第1章・1・(2)・イ)、東京都(VI区)における冬季加算は、一人世帯においては、11月から翌3月まで月額2,630円を計上することとされている(同・(1)・ア・(ア)・第2類)。
- 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、保護基準を根拠として、請求人の保護費について、変更日を令和4年4月1日として、冬季加算2,630円を削除する旨の本件処分を行い、「冬季加算の削除による。」との理由を付した本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

以上によれば、冬季加算の削除により、保護支給額を変更する旨の保護変更決定をした本件処分は、上記1の法令等に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費についてみると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分(請求人の場合、41歳~59歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。)に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

ところで、本件処分通知書の保護変更の決定理由欄には、「冬季加算の削除」の外に「基準改定」との記載がなされているが、これは処分庁のシステムの処理上、令和4年4月における基準改定以外の理由による保護変更についても、印字されてしまっているためであることが認められる。これはいわゆる余事記載であり、本件処分の保護変更理由としては適切なものとは認められない。もっとも、余事記載が瑕疵であるとしても、その程度は軽微であり、そのことをもって本件処分が違法又は不当となるとまでは認

められない。

しかしながら、本件処分のように基準改定が理由ではない場合は、理由欄に記載されることのないよう早急に運用を改善して、 理由付記の適切な運用を図るべきである。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、上記第3のとおり、令和元年10月に保護を開始した時の最低生活費から4,000円程減額になっているが、減額について処分庁から具体的な説明を受けておらず、審査請求ができることについても説明を受けていない旨主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに則って、違算の事実もなく 適正になされたものと認められることは上記2のとおりであり、 また、本件処分通知書には行政不服審査法82条1項に規定する 教示が正しく記載されていることから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 髙橋滋、千代田有子、川合敏樹